

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

○北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例..... (企業局総務課)	12
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... (教育庁給与課)	13
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例..... (警察本部警務課)	13

目 次 ページ

条 例

○北海道地域経済活性化・雇用創出基金条例..... (財政課)	1
○北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例..... (道民生活課)	2
○北海道総務部手数料条例及び北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例..... (総務部総務課)	2
○北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例 (総合政策部総務課)	2
○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (総合政策部総務課)	3
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (環境生活部総務課)	3
○北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例..... (道民生活課)	4
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (保健福祉部総務課)	5
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (経済部総務課)	6
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (農政部農政課)	7
○北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (水産林務部総務課)	8
○北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (建設部総務課)	8
○北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... (教育庁生涯学習課)	10
○北海道職員の給与に関する条例及び北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	10
○北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	11

条 例

北海道地域経済活性化・雇用創出基金条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道地域経済活性化・雇用創出基金条例  
(設置)

**第1条** 国から交付される地域の元気臨時交付金を積み立て、公共投資の円滑な実施による地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、北海道地域経済活性化・雇用創出基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第2条** 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。  
(基金の使用)

**第3条** 基金は、第1条に規定する目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

**第4条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

**第5条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

**第6条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第61号

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項の規定による個人の道民税の寄附金税額控除に係る控除対象特定非営利活動法人（同条第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第26条の3第1項第4号の期間は、次の表のとおりとする。

控除対象特定非営利活動法人		北海道税条例第26条の3第1項第4号の期間
名称	主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい	美唄市	平成25年1月1日から平成30年12月31日まで

### 附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。  
(北海道税条例の一部改正)

2 北海道税条例の一部を次のように改正する。

第26条の3第1項第3号中「前号」の次に「及び次号」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連するもの（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

北海道総務部手数料条例及び北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第62号

北海道総務部手数料条例及び北海道教育委員会手数料条例の一部を改正する条例

(北海道総務部手数料条例の一部改正)

**第1条** 北海道総務部手数料条例（平成12年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表17の項を削る。

(北海道教育委員会手数料条例の一部改正)

**第2条** 北海道教育委員会手数料条例（平成12年北海道条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中10の項を削り、11の項を10の項とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第63号

北海道総合政策部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部手数料条例（平成12年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中1の7の項を削り、1の6の項を1の7の項とし、1の5の項の次に次のように加える。

1の6 旅券法第5条第4項の規定に基づく一般旅券の発給	一般旅券（記載事項変更旅券）発給手数料	2,000円	旅券の交付を受けるとき
-----------------------------	---------------------	--------	-------------

#### 附 則

- この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- この条例の施行の日前に申請された旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）による改正前の旅券法（昭和26年法律第267号）第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料については、なお従前の例による。

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第64号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「、(6)若しくは(7)の申請、(8)の届出、(10)の返納又は(12)」を「若しくは(6)の申請、(7)の届出、(9)の返納又は(11)」に改め、(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)から(13)までを(7)から(12)までとし、同表の5の項中「及び倶知安町」を「、倶知安町及び上富良野町」に改める。

平成25年12月20日（金曜日）

北 海 道 公 報

号外第19号 3

別表第2中「八雲町」を「鹿部町 森町 八雲町 乙部町」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 別表第1の2の項の改正規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日
  - 別表第2の改正規定（森町及び乙部町に係る部分に限る。） 平成26年10月1日（経過措置）
- この条例（前項第2号に掲げる規定については、当該規定。以下この項において同じ。）の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においてはこの条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなるものに係る事務の処理については、なお従前の例による。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例別表第1の5の項の左欄に掲げる事務に係る北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に北海道水資源の保全に関する条例の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては上富良野町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、上富良野町長のした処分その他の行為又は上富良野町長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道条例第65号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項(10)中「第27条第3項」を「第27条第2項」に改め、同項(11)中「第27条第4項」を「第27条第3項」に改め、同項(12)中「第27条第5項」を「第27条第4項」に改め、同項(13)中「第27条第6項」を「第27条第5項」に改め、同表の2の4の項(16)中「第18条の18」を「第18条の19」に改め、同項(17)中「特定粉じん発生施設」の次に「、解体等工事に係る建築物等」を加え、同項(18)中「第27条第3項」を「第27条第2項」に改め、同項(19)中「第27条第4項」を「第27条第3項」に改め、同項(20)中「第27条第5項」を「第27条第4項」に改め、同項(21)中「第27条第6項」を「第27条第5項」に改める。

別表第2中「岩見沢市」を「岩見沢市 網走市」に、「訓子府町」を「斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町」に、「湧別町」を「湧別町 興部町 西興部村」に、「足寄町」を「足寄町 陸別町」に改める。

別表第3中「訓子府町」を「清里町 小清水町 訓子府町 置戸町」に改める。

別表第4中「旭川市」を「旭川市 苫小牧市 美瑛市」に、「苫前町」を「苫前町 利尻町」に改める。

### 附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の2の3の項及び2の4の項(18)から(21)までの改正規定 公布の日

(2) 別表第1の2の4の項(16)及び(17)の改正規定 公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 別表第4の改正規定中「旭川市」を「旭川市 苫小牧市 美瑛市」に改める部分（苫小牧市に係る部分に限る。） 平成26年10月1日

2 この条例（前項第3号に掲げる規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項及び4の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法律等の規定に

より知事に対してなされた申請その他の行為で、この条例の施行の日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の施行の日以後における法律等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道条例第66号

北海道青少年健全育成条例の一部を改正する条例

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条」を「第30条の2」に改める。

第14条第1号中「学齢の始期から18歳に達するまで」を「18歳未満」に改め、同条に次の1項を加える。

2 この章において「青少年有害情報」、「携帯電話インターネット接続役務」、「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」、「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」又は「青少年有害情報フィルタリングサービス」とは、それぞれ青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。第30条の2第3項において「青少年インターネット環境整備法」という。）第2条第3項又は第7項から第10項までに規定する青少年有害情報、携帯電話インターネット接続役務、携帯電話インターネット接続役務提供事業者、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。

第30条第1項中「その利用により得られる情報のうちその内容が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という。）」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの活用その他の方法により、青少年有害情報」に改め、同条第2項中「フィルタリング（インターネットの利用により得られる情報について、一定の条件により受信するか否かを選択す

ることができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェア」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」に、「有害情報」を「青少年有害情報」に改め、同条第3項中「有害情報」を「青少年有害情報」に、「フィルタリング」を「青少年有害情報フィルタリングソフトウェア」に改め、第3章中同条の次に次の1条を加える。

(携帯電話インターネット接続契約の締結等の際の確認、説明等)

**第30条の2** 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務の提供をする契約(以下この条において「携帯電話インターネット接続契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下この条において「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、携帯電話インターネット接続契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、携帯電話インターネット接続契約に係る携帯電話端末又はPHS端末(次項において「携帯電話端末等」という。)の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

2 前項の場合において、携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続契約の相手方に対し、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの内容その他の規則で定める事項を説明し、並びに当該事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 保護者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、当該保護者の氏名及び住所並びに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の規定による書面の提出を受けて青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件としない携帯電話インターネット接続契約を締結したときは、規則で定めるところにより、当該書面又は当該書面に記載された内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を保存しなければならない。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第1項、第2項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

6 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

7 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(個室等への立入りの制限等)

**第37条の2** 前条第1項各号に掲げる営業を行う者は、当該営業の場所において、次の各号のいずれかに該当する個室又は区画席(周囲を仕切板等で囲った構造の客席をいう。)に青少年を客として立ち入らせないように努めなければならない。

- (1) 出入口に施錠の設備を設けているもの
- (2) 内部の見通しを妨げる設備を設けているもの

2 前条第1項各号に掲げる営業を行う者は、当該営業の場所に青少年を客として立ち入らせたときは、当該営業の場所の巡回に努めなければならない。

第40条第4号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第14項に規定する指定薬物をみだりに使用する行為

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

### 北海道条例第67号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の3の項中「湧別町」の次に「、鹿追町」を加え、同表の4の5の項中(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)から(7)までを(4)から(6)までとし、同表の4の7の項中「、芽室町」を「、鹿追町、芽室町」に改め、同表の4の8の項中「滝上町」の次に「、鹿追町」を加え、同表の4の9の項中「及び芽室町（）」を「、鹿追町及び芽室町（）」に改める。

別表第2中「奥尻町」を「奥尻町 島牧村」に、「増毛町」を「増毛町 小平町」に、「遠別町」を「初山別村 遠別町 天塩町」に、「中頓別町」を「中頓別町 枝幸町」に、「訓子府町」を「訓子府町 置戸町」に改める。

別表第3中「士別市」を「美瑛市 士別市」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の4の5の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、3の3の項、3の5の項及び4の7の項から4の9の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道条例第68号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「((1)及び(2)に掲げる事務並びに(10)に掲げる事務（組合の清算人に係るものに限る。）にあっては、浦河町及び標津町を除く。）」を削り、同表の2の3の項中「下川町」の次に「、苫前町」を加え、同表の2の4の項の次に次のように加える。

- 2の5 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号。以下この項において「法」という。）、小売商業調整特別措置法施行令（昭和34年政令第242号。以下この項において「政令」という。）及び小売商業調整特別措置法施行規則（昭和34年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省令第1号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（購買会事業を行う場所又は紛争（法第15条第4号の小売市場に係るものを除く。）に係る事業所若しくは事務所が一の市町村の区域内に所在する場合に係るものに限る。）
- 法第2条第1項の規定による従業員以外の者による購買会事業の利用の禁止
  - 法第2条第2項の規定による購買会事業を行う者に対する措置の命令
  - 法第14条の2第1項の規定による調査の申出の受理
  - 法第14条の2第2項の規定による申出に係る事項についての調査及びその結果の通知
  - 法第15条の規定による中小小売商に係る紛争に関するあっせん又は調停
  - 法第16条第2項の規定による調停員の委嘱
  - 法第16条第4項の規定による調停案の公表
  - 法第16条の2第1項の規定による調整勧告の申出の受理
  - 法第16条の2第2項の規定による調整勧告の申出に係る大企業者への通知

上富良野町及び下川町

- (10) 法第16条の3第1項の規定による大企業者に対する調整勧告
- (11) 法第16条の3第3項の規定による中小小売商団体等の意見の聴取
- (12) 法第16条の3第4項（法第16条の4第2項において準用する場合を含む。）の規定による大企業者が勧告に従わなかった旨の公表
- (13) 法第16条の3第5項の規定による調整勧告に係る中小小売商団体への通知
- (14) 法第16条の4第1項の規定による大企業者に対する一時停止の勧告
- (15) 法第16条の5第1項の規定による大企業者に対する調整勧告に係る措置の命令
- (16) 法第16条の5第2項の規定による中小小売商団体等の意見の聴取
- (17) 法第16条の6第1項の規定による調整措置に係る申出
- (18) 法第17条の規定による紛争の解決のための勧告
- (19) 法第18条第1項の規定による紛争の解決のための勧告に係る申出
- (20) 法第19条第1項の規定による報告の徴収又は立入検査（購買会事業を行う者に係るものに限る。）
- (21) 法第19条第2項の規定による大企業者からの報告の徴収
- (22) 政令第6条第1項の規定による議長の指名
- (23) 政令第9条第2項の規定による調停書の受理
- (24) 政令第10条の規定による調停が成立する見込みがない旨の報告の受理
- (25) 省令第3条第1項の規定による購買会事業を行う者等の意見の聴取
- (26) 省令第3条第2項の規定による事案の要旨等の公示

別表第1の3の項中「南幌町」の次に「、上富良野町」を加え、同表の5の項中「せたな町」の次に「、下川町、苫前町」を加え、同表の7の項中「美幌町」を「上富良野町、下川町、美幌町」に改め、同表の7の2の項中「東川町」の次に「、上富良野町」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項、2の3の項、2の5の項、3の項、5の項、

7の項及び7の2の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該町の長のした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

**北海道条例第69号**

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「中川町」の次に「、苫前町」を加え、同表の5の項中「東川町」を「せたな町、東川町、下川町、苫前町」に改め、同表中8の項を10の項とし、同表の7の項中「登別市」の次に「、石狩市」を、「壮瞥町」の次に「、鹿追町」を加え、同項を同表の8の項とし、同項の次に次のように加える。

9 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第26条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定	せたな町 及び下川町
--	---------------

別表第1中6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6 山村振興法（昭和40年法律第64号）第17条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定	せたな町 及び下川町
--	---------------

別表第2中「稚内市」を「稚内市 美唄市」に、「千歳市」を「千歳市 滝川市」に、「浦臼町」を「浦臼町 鷹栖町」に改める。

別表第3中「千歳市」を「千歳市 滝川市」に、「遠別町」を「遠別町 天塩町」に、「平取町」を「平取町 新冠町」に改める。

別表第4中「稚内市」を「稚内市 美唄市」に、「千歳市」を「千歳市 滝川市」に、「平取町」を「平取町 新冠町」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項から9の項までの左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第70号

北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「仁木町」の次に「、美瑛町」を加え、「及び苫前町」を「、苫前町及び中頓別町」に改め、同表の3の項中「東川町」を「せたな町、東川町、下川町」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道水産林務部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項及び3の項の左欄に掲げる事務に係るそれ

ぞれの法律又は規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該町の長のした処分その他の行為又は当該町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第71号

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例  
北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の3の項中「稚内市」の次に「、美唄市」を加え、同表の7の項中「（法第68条の69第3項第6号に規定する住宅に係る事務にあっては、岩見沢市を除く。）」を削り、同表の9の2の項中「東川町」の次に「、苫前町」を加え、同表の15の2の項の次に次のように加える。

15の3 マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 法第9条第1項の規定によるマンション建替組合（以下この項において「組合」という。）の設立の認可
- 法第11条第1項及び第5項（法第34条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の手続
- 法第11条第2項、第3項及び第5項（法第34条第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による事業計画に係る意見書の処理の手続

せたな町

- (4) 法第14条第1項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）の規定による組合の名称等の公告及び敷地の区域等を表示する図書の送付
- (5) 法第25条第1項及び第2項の規定による組合の理事長の氏名等の届出の受理及び公告
- (6) 法第34条第1項の規定による組合の定款又は事業計画の変更の認可
- (7) 法第38条第4項の規定による組合の解散の認可
- (8) 法第38条第6項の規定による組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告
- (9) 法第42条の規定による決算報告書の承認
- (10) 法第45条第1項の規定によるマンション建替事業（以下この項において「事業」という。）の施行の認可
- (11) 法第49条第1項（法第50条第2項及び第54条第3項において準用する場合を含む。）の規定による施行者の氏名等の公告及び敷地の区域等を表示する図書の送付
- (12) 法第50条第1項の規定による規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可
- (13) 法第51条第3項後段の規定による施行者の変動による規約の認可
- (14) 法第51条第6項の規定による施行者の変動の届出の受理
- (15) 法第51条第7項の規定による規約の認可又は施行者の変動の届出の受理をした場合の公告
- (16) 法第53条第1項の規定による審査委員の選任に係る承認
- (17) 法第54条第1項の規定による事業の廃止又は終了の認可
- (18) 法第57条第1項後段（法第66条において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可
- (19) 法第94条第1項及び第3項の規定による管理規約の認可
- (20) 法第97条第2項の規定による事業の施行の促進のための必要な措置の命令
- (21) 法第98条第1項及び第2項の規定による事業又は会計の状況の検査
- (22) 法第98条第3項の規定による組合のした処分取消し等の必要な措

- 置の命令
- (23) 法第98条第4項の規定による組合の設立の認可の取消し
- (24) 法第98条第5項の規定による組合の総会又は総代会の招集
- (25) 法第98条第6項の規定による組合の理事、監事又は総代の解任の投票の実施
- (26) 法第98条第7項の規定による組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し
- (27) 法第99条第1項の規定による事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分の取消し等の必要な措置の命令
- (28) 法第99条第2項及び第3項の規定による事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告
- (29) 法第126条第2項の規定による審査請求に係る事務

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の3の項、7の項、9の2の項及び15の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律、条例又は規則（以下「法律等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法律等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（北海道建設部手数料条例の一部改正）

- 3 北海道建設部手数料条例（平成12年北海道条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表64の2の項を削る。

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第72号

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表4の項中「松前町」の次に「、上ノ国町」を加える。

#### 附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道教育委員会の事務処理の特例に関する条例別表4の項の左欄に掲げる事務に係る文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により北海道教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により北海道教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては上ノ国町教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、上ノ国町教育委員会のした処分その他の行為又は上ノ国町教育委員会に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道職員の給与に関する条例及び北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第73号

北海道職員の給与に関する条例及び北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

**第1条** 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第1項中「第44条において準用する場合を含む。）」の次に「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項」を加える。

第20条の4第3項中「、第10条の5、第11条の2」を削る。

附則第40項中「次項」の次に「及び附則第43項」を加える。

附則に次の2項を加える。

43 平成25年4月1日から同年6月30日までの間における附則第37項の規定の適用については、同項の表第3号の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの欄中「100分の96」とあるのは「100分の96.5」と、同表第4号の同欄中「100分の95.5」とあるのは「100分の96」とする。

44 附則第39項の規定は、平成25年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

**第2条** 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第14項」を「附則第15項」に、「附則第17項」を「附則第18項」に改める。

附則中第18項を第19項とし、第10項から第17項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 平成25年4月1日から同年6月30日までの間における附則第8項の規定の適用については、同項の表第3号の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの欄中「100分の96」とあるのは「100分の96.5」と、同表第4号の同欄中「100分の95.5」とあるのは「100分の96」とする。

#### 附 則

（施行期日等）

- この条例中第1条の規定（北海道職員の給与に関する条例第20条の4第3項の改正規定に限る。）は平成26年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 第1条の規定（北海道職員の給与に関する条例附則第40項の改正規定及び同条例附則に2項を加える改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の同条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）附則

第40項及び第43項の規定、第2条の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例（次項において「改正後の育児休業条例」という。）の規定、附則第5項の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）及び北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の規定並びに附則第6項の規定による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の規定は平成25年4月1日から、改正後の給与条例附則第44項の規定は同年6月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の育児休業条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例又は第2条の規定による改正前の北海道職員等の育児休業等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の育児休業条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例及び北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

- 5 次に掲げる条例の規定中「附則第41項」の次に「及び第43項」を加える。

(1) 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第8項

(2) 北海道職員等の退職手当に関する条例附則第35項

（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

- 6 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9項」の次に「及び第10項」を加える。

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道条例第74号

北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項及び第5条」を「以下この条から第5条までに」、「を含む」を「及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 北海道職員等の定年等に関する条例（昭和59年北海道条例第51号）第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たもの
- 第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、北海道職員等の定年等に関する条例第2条の規定により退職した者（同条例第4条第1項の期限又は同条例第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる法令の規定により退職した者
- (2) 法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たもの
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者であって、任命権者が知事の承認を得たもの

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3の表以外の部分中「第5条第1項」の次に「(第1号及び第5号を除く。)」を加え、「(25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。)」を削り、同条の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が北海道職員等の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する年齢である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の3の表第6条の部退職日給料月額項、第6条の2第1号の部特定減額前給料月額項及び第6条の2第2号の部特定減額前給料月額項中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退

職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が北海道職員等の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する年齢である職員にあっては、100分の2）」に改め、同部及び退職日給料月額項中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員又は退職の日において定められているその者に係る定年が同条例第3条ただし書に規定する年齢である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ

#### 北海道条例第75号

北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例  
北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年北海道条例第65号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「とする職員」の次に「その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者の定める職員」を加える。

第21条中「、第5条の3、第6条の2」及び「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第4条、第5条、第5条の3、第6条の2、第8条、第9条及び第15条（第2項から第4項までを除く。）の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法

律第18条第1項の規定により採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。

#### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第76号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第20条の3第2項中「、第10条の2の3、第10条の2の5」を削る。

附則に次の2項を加える。

40 平成25年4月1日から同年6月30日までの間における附則第35項の規定の適用については、同項の表第3号の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの欄中「100分の96」とあるのは「100分の96.5」と、同表第4号の同欄中「100分の95.5」とあるのは「100分の96」とする。

41 附則第37項の規定は、平成25年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例中第20条の3第2項の改正規定は平成26年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2 この条例（附則に2項を加える改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）附則第40項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下この項及び附則第5項において「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定並びに附則第6項の規定による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北

海道条例第47号）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。）、北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の規定は平成25年4月1日から、改正後の給与条例附則第41項（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定は同年6月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（市町村立学校職員給与条例第1条の2に規定する学校職員への準用）

5 前2項の規定は、市町村立学校職員給与条例第1条の2に規定する学校職員について準用する。

（北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正）

6 次に掲げる条例の規定中「附則第38項」の次に「及び第40項」を加える。

(1) 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第8項

(2) 北海道職員等の退職手当に関する条例附則第35項

(3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例附則第2項

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道条例第77号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部

を次のように改正する。

第24条中「、第12条の4、第13条の2」を削る。

附則に次の2項を加える。

41 平成25年4月1日から同年6月30日までの間における附則第36項の規定の適用については、同項の表第3号の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの欄中「100分の96」とあるのは「100分の96.5」と、同表第4号の同欄中「100分の95.5」とあるのは「100分の96」とする。

42 附則第38項の規定は、平成25年6月に支給する期末手当及び勤勉手当については、適用しない。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例中第24条の改正規定は平成26年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

2 この条例（附則に2項を加える改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）附則第41項の規定並びに附則第5項の規定による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）及び北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）の規定は平成25年4月1日から、改正後の給与条例附則第42項の規定は同年6月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び北海道職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

5 次に掲げる条例の規定中「附則第39項」の次に「及び第41項」を加える。

(1) 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第8項

(2) 北海道職員等の退職手当に関する条例附則第35項